

## 1. 件名

事業会社が保有する革新的な技術等のカーブアウトによるディープテック・スタートアップ創出等促進事業【1】調査事業

## 2. 目的

本事業では、我が国において、事業会社<sup>1</sup>が保有する革新的な技術等を活用したカーブアウトによるディープテック・スタートアップを創出する「スタートアップ創出型カーブアウト<sup>2</sup>」の加速・促進に向けて、下記の事業を実施します。

### 【1】調査事業

カーブアウトによるディープテック・スタートアップ創出について、これまでの国内外の先行事例等を調査するとともに、その促進に向けた普及・啓発に関する取組を調査する事業です。

なお、本事業では、経済産業省所管の鉱工業技術（例えば、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー技術、航空宇宙等。ただし、医薬・創薬、原子力技術に係るものは除く。）の開発及び実用化に取り組むいわゆるディープテック・スタートアップとしてのカーブアウトを対象とします。

※なお公募要領も参照すること。

## 3. 内容

本事業では、下記の実施項目を実施してください。なお、実施内容については、NEDO担当者等との協議の上で決定することとします。

---

<sup>1</sup> 事業会社：比較的安定した事業基盤を有している（複数年にわたって利益を稼得しているプロダクトを有している、プロダクトを継続的に購買する顧客のネットワークを有している、特定のマーケットにおいてある程度のシェアを有している等）ことにより、継続的なキャッシュフローが見込まれる営利法人のことを想定しています。

<sup>2</sup> スタートアップ創出型カーブアウト：事業会社で研究開発が実施されたものの事業化に至らず十分に活用しきれていない技術等について、当該事業会社からその社員等（当該技術の開発に携わっていた研究者・技術者や、経営者候補人材（客員起業家（Entrepreneur in Residence、以下「EIR」という。）として参画する人材その他の外部人材を含む。）が、その技術の提供（特許権等の譲渡や独占的実施権の付与など）を受け、当該事業会社を退職等し、新たにスタートアップを立ち上げ、VC等の社外の資金提供者から資金を調達しながら事業化に向けた研究開発や事業開発を行うことを指します。なお、ここでは、創業者自らも出資するなどによりスタートアップ側に経営の主導権があり、急速な事業成長に向けてVC等から資金を複数回調達することを前提とした資本政策をもとに、元の事業会社とは独立して事業を進める事業体を想定しています（元の事業会社の持ち株比率に関わらず、経営の主導権がスタートアップ側にあり、スタートアップとしてのファイナンスを実行しながら事業を進める見込みである場合も含まれます）。

## 《実施内容》

### 実施項目 A 情報収集・整理

これまでの調査結果及び国内事例を踏まえ、スタートアップ創出カーブアウトに繋げるにあたり事業会社側のカーブアウトへの理解や社内体制整備や、カーブアウト事業者の準備・研究開発等の活動が支援されるように、更なる情報を補完・拡充すると共に、事業会社への導入活動に有効と考えられる資料として整理を行ってください。

また、スタートアップ創出型カーブアウトが、スタートアップとして事業化を目指す活動における課題やその解決手法も含めた優良事例について、10事例程度を目安に情報収集し整理してください。

それにあたって、スタートアップ創出型カーブアウトに資する海外事例を情報収集し、国内のカーブアウト発掘/創出を加速させる形で応用できる事例を整理・提示してください。海外事例の収集にあたり、我が国の現状に類似しており且つ知見を活用できるものが望ましく、地域や分野、規模の大小も含め事例数は問いません。

提案書への記入にあたっては、事前調査、実績等で把握している最大限の情報を記載し、本事業において実施する項目、方針、計画等を具体的に明示してください。

なお、本調査等の実施にあたっては、過去の調査との重複を避けるなど、先行調査等の内容を十分に精査した上で実施計画を提案してください。

### 《参考》

- ・研究開発成果を活用した事業創造の手法としてのカーブアウトの戦略的活用に係る研究会
- ・起業家主導型カーブアウト実践のガイダンス

[https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/carve\\_out/index.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/carve_out/index.html) (経済産業省HPより)

- ・本事業の先行事例(2024度カーブアウト【1】調査事業)における成果物 2点  
(① Why編：カーブアウトの意義や必要性を解説、②How編：実務的な進め方)

[https://www.nedo.go.jp/activities/ZZJP\\_100248.html](https://www.nedo.go.jp/activities/ZZJP_100248.html) (NEDO HPより)

⇒本リンク内の「事業概要資料」の箇所に掲載想定です。

### 実施項目 B 広報・連携

実施項目 Aを踏まえ、カーブアウトの普及・促進・浸透のために、

- ・あり方や手法等を研究・勉強する場、業界団体と連携し検討する場の実施、カーブアウトを想定しているスタートアップ/支援者/大手企業/有識者等のワークショップ等 の実施及び運営事務局（事業期間中に10回程度）
- ・100人程度を想定したイベント(一部ハイブリッドも含むもの、8回程度)
- ・各種メディア媒体を活用した露出の機会（8回程度）
- ・それらを通して、カーブアウト未実施の事業会社への導入活動（10社程度）

等を踏まえた広報を実施してください。

なお、実施回数・規模については、効果を鑑みた理屈が立つ場合は、数値を追うものではなく代替企画等を提案できることとしますが、実施にあたってはNEDOと協議の上変更できることとします。

上記の「イベント」は「【2】実証事業」の受託者や、ディープテック分野での人材発掘・起業家育成事業（NEDO Entrepreneurs Program：「NEP」（以下、「NEP」とする）のうち躍進カーブアウトA・カーブアウトBの実施者、当該受託者が実施するプログラムの参加者、当該プログラムを端緒に設立されたカーブアウト・スタートアップ等を交えて実施する回を含むこととします。

また、イベント等やカーブアウト未実施の事業会社への導入活動により潜在的なカーブアウト実施想定者を対象に、カーブアウト創出に向けた質問/疑問等に応える体制を設け、本活動を通じてカーブアウトへの意識/期待値が高まった事業会社を【2】実証事業の担当者へ受け入れて頂く形で促すように引継ぎを行うこと。またその効果検証を行うこと。

提案書においては、それらの効果的な手法を提案すると共に、アプローチするターゲット像、適切と思われるイベントの形態やメディア媒体及びその理由などを明記してください。

## 実施項目 C 運営補助

「【2】実証事業」の受託者の取組について、進捗管理を行うとともに、各社が実施するプログラム等を横断的且つ分野・業界別・事業会社の体制別等、多様な取り組みが分かるように整理するとともに取りまとめを行ってください。その際、NEDO等が支持する関係機関等や受託者同士の連携を進めてください。また「【2】実証事業」を推進するにあたり、NEDOのとりまとめ等諸業務について運営を補助してください。なお提案書においては、上記を推進するための実施体制等を想定して提案してください。

## 4. 調査期間

NEDO が指定する日から 2028 年 3 月 31 日（金）まで

## 5. 報告書

本業務で実施した上記「3. 内容 実施項目 A～C」の内容を、報告書（和文）の形に取りまとめでいただくと共に、概要（主な取組等）についてはパワーポイント形式で別途取りまとめ、データ等については NEDO が別途指定するフォーマット等で整理をしてください。また、調査結果のエビデンスを示す参考資料も別途提出してください。なお、本業務において収集した各種情報・データ等は全て NEDO に帰属するものとし、本業務の終了以降も、本事業や後継事業、併せて関連事業において活用する予定です。

### （1）中間報告書

提出期限：2027 年 3 月 31 日（水）

提出方法：電子メールにより当機構担当者まで提出してください。

備考：提出時点における本業務の中間結果を、最終報告書の内容を見据えた形式で取りまとめたもの（Word 形式および ppt 形式）としてください。

なお、2027 年 3 月 31 日（水）までに別途、中間調査報告書（中間年報）を外部公開用として NEDO プロジェクトマネジメントシステム（PMS）により提出していただきます。

### （2）最終報告書

提出期限：2028 年 3 月 31 日（金）

（契約期間を延長した場合は NEDO の指示に従うこと）

提出方法：電子メールにより、当機構担当者まで提出してください。

備考：本業務の結果を最終報告書として取りまとめてください。概要（主な取組等）については Word 形式及び ppt 形式で別途取りまとめ、その他資料等も併せて提出してください。

なお、2028 年 3 月 31 日（金）までに別途、調査報告書（成果報告書）を外部公開用として NEDO プロジェクトマネジメントシステム（PMS）により提出していただきます。

なお、中間調査報告書（中間年報）及び調査報告書（成果報告書）の作成・提出にあたっては、「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」をご参照ください。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/houkoku.html>

## 6. 報告会等の開催

委託期間終了後に当該業務における成果の報告会を NEDO と調整の上で開催してください。

## 7. その他

本仕様書に定める事項については、随時 NEDO と調整の上実施してください。また、関連する NEDO 事業等との連携・活用等を視野に入れた上で、本仕様書に定めなき事項については、NEDO と実施者が協議の上で決定することとします。